

年金原資確定部分付変額個人年金保険（通貨指定型）普通保険約款 目次

この保険の概要

1. 用語の意義

第1条 用語の意義

2. 通貨の種類

第2条 通貨の種類

3. 特別勘定

第3条 特別勘定

第4条 特別勘定群および特別勘定群に含まれる特別勘定の種類

第5条 特別勘定の指定

第6条 特別勘定の廃止に伴う積立金の移転

4. 積立利率

第7条 積立利率

5. 年金額および年金の種類

第8条 年金額

第9条 年金の種類

6. 年金および死亡給付金の支払

第10条 年金および死亡給付金の支払および免責

第11条 年金および死亡給付金の支払および免責に関する補則

第12条 年金の一括払

第13条 年金の継続支払

第14条 年金支払開始日における年金原資額の一時的支払

第15条 年金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所

第16条 年金証書

7. 会社の責任開始期および契約日

第17条 会社の責任開始期および契約日

8. 保険契約の無効および取消

第18条 死亡給付金不法取得目的による無効

第19条 詐欺による取消

9. 告知

第20条 告知

10. 保険契約の解除

第21条 重大事由による解除

11. 解約および解約返還金

第22条 解約

第23条 解約返還金

12. 死亡給付金受取人による保険契約の存続

第24条 死亡給付金受取人による保険契約の存続

13. 年金支払開始日の繰延べ

第25条 年金支払開始日の繰延べ

14. 年金支払期間の変更

第26条 年金支払期間の変更

15. 年金受取人および死亡給付金受取人

第27条 年金受取人の変更

第28条 遺言による年金受取人の変更

第29条 後継年金受取人の指定または変更

第30条 遺言による後継年金受取人の指定または変更

第31条 死亡給付金受取人の変更

第32条 遺言による死亡給付金受取人の変更

16. 保険契約者

第33条 保険契約者の変更

第34条 保険契約者の住所の変更

17. 保険契約者、年金受取人および死亡給付金受取人の代表者

第35条 保険契約者、年金受取人および死亡給付金受取人の代表者

18. 年齢の計算および契約年齢の誤りの処理

第36条 年齢の計算

第37条 契約年齢の誤りの処理

19. 契約者配当金

第38条 契約者配当金

20. 時効

第39条 時効

21. 被保険者の業務、転居および旅行

第40条 被保険者の業務、転居および旅行

22. 管轄裁判所

第41条 管轄裁判所

23. 死亡給付金受取人を団体とする保険契約に関する特則

第42条 死亡給付金受取人を団体とする保険契約の請求書類に関する特則

24. 特別勘定資産の正常な評価ができない場合の取扱

第43条 特別勘定資産の正常な評価ができない場合の取扱

年金原資確定部分付変額個人年金保険（通貨指定型）普通保険約款

（この保険の概要）

この保険は、年金原資保証率、通貨の種類および特別勘定ごとに積立利率を定め、一時払保険料を定率部分と運用実績連動部分に分けて運用し、積立利率により増加する定率部分の積立金額および特別勘定の運用実績により増減する運用実績連動部分の積立金額に基づき、年金支払開始日に年金額を定める仕組の外貨建の年金保険であって、つぎの給付を行なうことを主な内容とするものです。

（1）年金

この保険の年金の種類は確定年金とし、年金支払開始日以後、年金支払期間中被保険者が生存している限り年金を支払います。ただし、年金支払期間中の最後の年金支払日前に被保険者が死亡したときは、残余年金支払期間の未払年金の現価を支払います。

（2）死亡給付金

被保険者が年金支払開始日前に死亡したときに支払います。

1. 用語の意義

（用語の意義）

第1条 この普通保険約款において使用されるつぎの各号の用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

（1）「基本保険金額」

「基本保険金額」とは、死亡給付金を支払う場合に基準となる金額として、保険契約の締結の際、会社の定める範囲で、保険契約者の申出によって定めた金額をいい、これと同額の金額をこの保険契約の一時払保険料とします。

（2）「定率部分」

「定率部分」とは、運用期間中、一時払保険料または一時払保険料充当金を会社の本社または会社の指定した場所で受領する日における第7条（積立利率）に定める積立利率を適用し、その部分の運用期間の満了日の積立金額が、保険契約の締結の際に確定する部分をいいます。

（3）「運用実績連動部分」

「運用実績連動部分」とは、運用期間中、第3条（特別勘定）に定める特別勘定で運用し、その部分の積立金額がその特別勘定の運用実績により増減する部分をいいます。

（4）「積立金」および「積立金額」

「積立金」とは、この保険契約の定率部分として積み立てた部分および第3条に定める特別勘定資産のうちこの保険契約の運用実績連動部分にかかわる部分を合計したものをいい、「積立金額」は、定率部分の積立金額および運用実績連動部分の積立金額の合計額とします。

（5）「定率部分の積立金額」

「定率部分の積立金額」とは、定率部分の基本保険金額と同額を、この保険契約に適用される積立利率および経過年月日数に基づき会社の定める方法により計算する金額をいいます。この場合、定率部分の基本保険金額は、保険契約者が、保険契約の締結の際、会社の定める範囲で指定した年金原資保証率に基づき、基本保険金額と同額である一時払保険料のうち定率部分に充当する金額をいい、別表2に定める算式により計算します。

（6）「運用実績連動部分の積立金額」

「運用実績連動部分の積立金額」とは、運用実績連動部分の基本保険金額と同額を、特別勘定で運用し、特別勘定資産の運用実績により定まる金額をいいます。この場合、運用実績連動部分の基本保険金額は、基本保険金額と同額である一時払保険料のうち運用実績連動部分に充当する金額をいい、別表3に定める算式により計算します。

（7）「年金支払開始日」

「年金支払開始日」とは、被保険者の年齢が年金支払開始年齢に到達する年単位の契約応当日をいいます。

（8）「年金支払日」

「年金支払日」とは、第1回の年金については年金支払開始日をいい、第2回以後の年金については、年金支払開始日の年単位の応当日をいいます。

(9) 「運用期間」

「運用期間」とは、契約日から年金支払開始日の前日までの期間をいいます。

2. 通貨の種類

(通貨の種類)

第2条 この保険契約の通貨の種類はつぎのとおりとし、保険契約者は、保険契約の締結の際、通貨を1つ指定するものとします。

(1) アメリカ合衆国通貨（以下「米ドル」といいます。）

(2) 欧州単一通貨（以下「ユーロ」といいます。）

(3) オーストラリア連邦通貨（以下「豪ドル」といいます。）

2. 保険料の払込または年金の支払等、この保険契約にかかわる金銭の授受は、全て前項の規定により指定された通貨（以下「指定通貨」といいます。）をもって行ないます。

3. 特別勘定

(特別勘定)

第3条 会社は、年金原資確定部分付変額個人年金保険（通貨指定型）契約の運用実績連動部分の資産を運用するために特別勘定を設定し、会社が別に定める運用方法に基づいて運用します。また、特別勘定で管理されている資産（以下「特別勘定資産」といいます。）を、毎日会社の定める方法により評価します。

2. 前項の特別勘定資産からの利益および損失は、他の勘定の資産の運用による利益および損失にかかわらず、年金原資確定部分付変額個人年金保険（通貨指定型）契約に割り当て、他の種類の保険契約に割り当てることはありません。ただし、特別勘定資産中の他の勘定の持分に対応する利益および損失を除きます。

3. 保険契約者は、特別勘定資産の運用方法については、一切の指図はできません。

4. 年金支払開始日以後は、特別勘定による資産の運用はしません。

(特別勘定群および特別勘定群に含まれる特別勘定の種類)

第4条 会社は、1または2以上の特別勘定からなる特別勘定群を1または2以上設定します。

2. 保険契約者は、保険契約の締結の際、特別勘定群を1つ指定することを要します。

3. 前項の規定により指定した特別勘定群に含まれない特別勘定について、次条の規定による特別勘定の指定はできません。

4. 特別勘定群に含まれる特別勘定の種類は会社が別に定めるとおりとし、それぞれの種類につき1または2以上の特別勘定を設定することがあります。

(特別勘定の指定)

第5条 保険契約者は、保険契約の締結の際、特別勘定で運用される保険料を繰り入れるべき特別勘定を1つ指定することを要します。

2. 保険契約者は、前項の規定により指定した特別勘定を変更することはできません。

(特別勘定の廃止に伴う積立金の移転)

第6条 特別勘定資産が著しく減少し効率的な資産運用が困難になったときなど特別な事情がある場合には、会社は、その特別勘定を廃止することがあります。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 会社は、廃止される特別勘定を指定している保険契約者に特別勘定を廃止する日（以下本項において「廃止日」といいます。）の2か月前までにつぎに定める事項を通知します。

(ア) 廃止される特別勘定とその廃止日

(イ) 廃止される特別勘定から積立金を移転する先の会社の定める特別勘定

(2) 会社は、廃止日に、廃止される特別勘定の積立金を前号(イ)の会社の定める特別勘定に移転します。この場合、会社は、その旨を保険契約者に書面によって通知します。

4. 積立利率

(積立利率)

第7条 定率部分に適用する積立利率とは、年金原資保証率、通貨の種類および特別勘定ごとに設定するもので、つぎの各号の利回りを指標金利とし、会社が積立利率を設定する日の3営業日前の日における直前3日(会社が指標金利を取得する3日に限ります。)の指標金利の平均値に最大1.0%を増減させた範囲内で定めた率から、保険契約の締結に必要な費用、保険契約の維持等に必要な費用および死亡給付金を支払うための費用の率を差し引いた利率のことをいいます。

- (1) 通貨の種類が米ドルの場合
米ドル10年金利スワップレート(固定受け)
- (2) 通貨の種類がユーロの場合
ユーロ10年金利スワップレート(固定受け)
- (3) 通貨の種類が豪ドルの場合
豪ドル10年金利スワップレート(固定受け)

2. 前項に定める積立利率は、一時払保険料または一時払保険料充当金を会社の本社または会社の指定した場所で受領する日における会社の定める利率を下回ることはありません。
3. 第1項の規定にかかわらず、第1項各号の利回りが算出されなくなったときまたは長期間にわたりこの保険の運用対象と明らかに連動しなくなったときなど、将来の運用情勢の変化により第1項各号の利回りを指標金利として用いることが適切でない特別な事情が生じた場合には、会社は、主務官庁の認可を得て、指標金利を変更することがあります。この場合、会社は、指標金利を変更する日の2か月前までにその旨を保険契約者に書面によって通知します。

5. 年金額および年金の種類

(年金額)

第8条 年金額は、会社の定める方法により、年金支払開始日の前日末における積立金額(以下「年金原資額」といいます。)をもとに、年金支払開始日における会社の定める率により計算した金額とします。

2. 会社は、前項の規定により計算された年金額を年金受取人に書面によって通知します。
3. つぎの各号の場合には、年金の支払を行わず、保険契約は、年金支払開始日の前日に保険期間が満了して消滅したものとします。この場合、会社は、年金原資額を保険契約者に支払います。
 - (1) 年金額が会社の定める金額に満たないとき。
 - (2) 年金支払期間中に支払われるべき年金の合計額が年金原資額に満たないとき。

(年金の種類)

第9条 この保険契約の年金の種類は、確定年金とします。

6. 年金および死亡給付金の支払

(年金および死亡給付金の支払および免責)

第10条 この保険契約の年金および死亡給付金は、つぎのとおりです。

年金の種類・死亡給付金		支払額	受取人	年金・死亡給付金を支払う場合 (以下「支払事由」といいます。)	支払事由に該当しても年金・死亡給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
年金	確定年金	年金額	年金受取人	被保険者が年金支払期間中の年金支払日に生存しているとき	—
		残余年金支払期間の未払年金の現価		被保険者が年金支払開始日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき	
死亡給付金		被保険者が死亡した日末の基本保険金額、積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額	死亡給付金受取人	被保険者が年金支払開始日前に死亡したとき	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 責任開始期の属する日から起算して3年以内の自殺 (2) 保険契約者または死亡給付金受取人の故意 (3) 戦争その他の変乱

(年金および死亡給付金の支払および免責に関する補則)

第11条 年金受取人は保険契約者または被保険者とし、保険契約の締結の際、保険契約者が指定するものとし、す。

2. 年金受取人と被保険者が同一の場合で、前条の規定により、未払年金の現価を支払うときは、第29条(後継年金受取人の指定または変更)および第30条(遺言による後継年金受取人の指定または変更)の規定により定める後継年金受取人に支払います。
3. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、被保険者が死亡したときに準じて取り扱います。
4. つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、死亡給付金が支払われないときは、会社は、第1号、第3号または第4号の場合は被保険者が死亡した日末の積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額を、第2号の場合は被保険者が死亡した日末の解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。
 - (1) 責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき。
 - (2) 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたとき(前号の場合を除きます。)
 - (3) 死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき(前2号の場合を除きます。)
 - (4) 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき。
5. 死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合(死亡給付金受取人と被保険者が同一の場合で被保険者が自殺したときおよび保険契約者と死亡給付金受取人が同一の場合で保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときを除きます。)で、その受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡給付金受取人に支払います。この場合、保険契約のうち支払われない部分については前項の規定を適用し、その部分の積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額を保険契約者に支払います。
6. 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡した場合でも、その原因によって死亡した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じ、死亡給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。ただし、この場合の支払額は、被保険者が死亡した日末の積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額を下回りません。

(年金の一括払)

第12条 年金受取人は、年金支払開始日以後年金支払期間の最後の年金支払日前に限り、年金支払期間の将来の年金の全部の支払にかえて、残余年金支払期間の未払年金の一括払を請求することができます。この場合の支払額は、残余年金支払期間の未払年金の現価とし、保険契約は年金の一括払を行なったときに消滅します。

(年金の継続支払)

第13条 年金受取人は、年金支払開始日以後被保険者が死亡したことにより、残余年金支払期間の未払年金の現価が支払われることとなるときは、会社に、請求に必要な書類(別表1)を提出して、その支払にかえて、年金の継続支払を請求することができます。

2. 前項の場合、残余年金支払期間中の年金支払日に年金を継続して支払い、年金支払期間の満了時に保険契約は消滅します。ただし、前条に定める年金の一括払の請求があったときは、保険契約は年金の一括払を行なったときに消滅します。

(年金支払開始日における年金原資額の一時支払)

第14条 年金受取人は、年金支払開始日に被保険者が生存している場合に限り、会社に、請求に必要な書類(別表1)を提出して、第10条(年金および死亡給付金の支払および免責)に定める年金の全部の支払にかえて、年金原資額の一時支払を請求することができます。

2. 前項の場合、会社は、年金原資額を年金受取人に一時に支払い、保険契約はその支払を行なったときに消滅します。
3. 年金原資額の一時支払の支払時期および支払場所については、次条の規定を準用します。

(年金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所)

第15条 年金または死亡給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または年金受取人もしくは死亡給付金受取人は、すみやかに会社に通知してください。

2. 支払事由の生じた年金または死亡給付金の受取人は、会社に、請求に必要な書類(別表1)を提出して、年金または死亡給付金を請求してください。
3. 年金または死亡給付金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日(会社に到着した日が営業日でない場合は翌営業日。以下本条において同じ。)の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本社で支払います。
4. 年金または死亡給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合で、保険契約の締結時から年金または死亡給付金の請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます。)を行ないます。この場合、前項の規定にかかわらず、年金または死亡給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

- (1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合

支払事由に該当する事実の有無

- (2) 免責事由に該当する可能性がある場合

支払事由が発生した原因

- (3) 第18条(死亡給付金不法取得目的による無効)、第19条(詐欺による取消)または第21条(重大事由による解除)に該当する可能性がある場合

前号に定める事項、第21条第1項第3号(ア)から(オ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡給付金受取人の保険契約締結の目的もしくは死亡給付金の請求の意図に関する保険契約の締結時から死亡給付金の請求時までにおける事実

5. 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合は、前2項の規定にかかわらず、年金または死亡給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算してつぎの各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合であっても、180日)を経過する日とします。

- (1) 前項各号に定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日

- (2) 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別の調査、分析または鑑定 180日

- (3) 前項各号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または年金受取人もしくは死亡給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項各号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日

- (4) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日

6. 前2項の規定を適用したときは、会社は、その旨を年金または死亡給付金を請求した者に通知します。

7. 第4項および第5項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または年金受取人もしくは

は死亡給付金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金または死亡給付金を支払いません。

（年金証書）

第16条 会社は、第1回の年金を支払うときに、年金証書を作成して年金受取人に交付します。

7. 会社の責任開始期および契約日

（会社の責任開始期および契約日）

第17条 会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。

(1) 保険契約の申込を承諾した後に一時払保険料を受け取った場合

……一時払保険料を受け取った時

(2) 一時払保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合

……一時払保険料充当金を受け取った時

2. 会社は、前項の規定により会社の責任が開始される日（以下「責任開始日」といいます。）から起算して8日後となる日または会社が保険契約の申込を承諾した日のいずれか遅い日末に、一時払保険料のうち運用実績連動部分の基本保険金額に相当する額を特別勘定に繰り入れ、その翌日から特別勘定による運用を開始します。

3. 契約日は、会社が一時払保険料のうち運用実績連動部分の基本保険金額に相当する額を特別勘定に繰り入れる日とし、契約年齢は、この日を基準として計算します。

4. 責任開始日から契約日の前日までの間に、死亡給付金の支払事由が生じたときは、前項の規定にかかわらず、第1項の責任を開始する日を契約日として、保険契約上の責任を負います。この場合、第10条（年金および死亡給付金の支払および免責）の規定にかかわらず、死亡給付金の支払額は基本保険金額とします。

5. 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を交付し、これをもって承諾の通知とします。

6. 前項の保険証券には、つぎの各号の事項を記載します。

(1) 会社名

(2) 保険契約者および被保険者の氏名または名称

(3) 年金および死亡給付金の受取人の氏名または名称その他の受取人を特定するために必要な事項

(4) 保険契約の種類

(5) 年金の種類

(6) 責任開始日

(7) 契約日

(8) 運用期間

(9) 年金支払開始日

(10) 年金支払期間

(11) 年金額、死亡給付金額、基本保険金額および一時払保険料

(12) 保険証券の作成年月日

7. 前2項に定める保険証券の交付は、保険契約の締結の際に限り行ないません。

8. 保険契約の無効および取消

（死亡給付金不法取得目的による無効）

第18条 保険契約者が死亡給付金を不法に取得する目的または他人に死亡給付金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結をしたときは、保険契約を無効とし、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

（詐欺による取消）

第19条 保険契約の締結に際して、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人に詐欺の行為があったときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

9. 告知

(告知)

第20条 会社は、保険契約の締結の際、保険契約者および被保険者に対して、この保険契約に関する書面による告知ならびに会社の指定する医師への口頭による告知を求めません。

10. 保険契約の解除

(重大事由による解除)

第21条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向って保険契約を解除することができます。

(1) 保険契約者または死亡給付金受取人が死亡給付金（他の保険契約の死亡給付金を含み、保険種類および死亡給付金の名称の如何を問いません。以下本号において同じ。）を詐取する目的または他人に死亡給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合

(2) この保険契約の死亡給付金の請求に関し、死亡給付金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合

(3) 保険契約者、被保険者または年金受取人もしくは死亡給付金受取人が、つぎの(ア)から(オ)までのいずれかに該当する場合

(ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること

(イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

(ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること

(エ) 保険契約者または年金受取人もしくは死亡給付金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

(オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

(4) 会社の保険契約者、被保険者または年金受取人もしくは死亡給付金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前3号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合

2. 会社は、年金または死亡給付金の支払事由が生じた後でも、保険契約（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号(ア)から(オ)までに該当したのが年金受取人のみであり、その年金受取人が年金の一部の受取人であるときは、保険契約のうちその受取人に支払われるべき年金に対応する部分とします。）を解除することができます。

3. 前項の場合には、第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による年金または死亡給付金（第1項第3号のみに該当した場合で、第1項第3号(ア)から(オ)までに該当したのが年金受取人または死亡給付金受取人のみであり、その年金受取人または死亡給付金受取人が年金または死亡給付金の一部の受取人であるときは、年金または死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき年金または死亡給付金をいいます。以下本項において同じ。）を支払いません。また、すでに年金または死亡給付金を支払っていたときは、年金または死亡給付金の返還を請求します。

4. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者（年金支払開始日以後については年金受取人とします。以下本条において同じ。）に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または死亡給付金受取人に通知します。

5. 本条の規定によって保険契約を解除したときは、会社は、被保険者が死亡した場合はその日末の、それ以外の場合は解除の通知を発信した日末の解約返還金と同額の返還金（年金支払開始日以後については第12条（年金の一括払）に準じた支払額とします。以下本条において同じ。）を保険契約者に支払います。

6. 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定によって保険契約を解除した場合で、年金または死亡給付金の一部の受取人に対して第2項および第3項の規定を適用し年金または死亡給付金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない年金または死亡給付金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。

11. 解約および解約返還金

(解約)

第22条 保険契約者は、年金支払開始日前に限り、いつでも将来に向けて、保険契約を解約し、解約返還金を請求することができます。

(解約返還金)

第23条 解約返還金額は、請求に必要な書類(別表1)が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日(以下「解約返還金計算日」といいます。)末の定率部分の積立金額および運用実績連動部分の積立金額に基づき、別表4に定める算式により計算した金額とします。

2. 保険契約者は、解約返還金を請求するときは、請求に必要な書類(別表1)を提出してください。
3. 解約返還金の支払時期および支払場所については、第15条(年金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所)の規定を準用します。

12. 死亡給付金受取人による保険契約の存続

(死亡給付金受取人による保険契約の存続)

第24条 差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)により保険契約が解約されるときは、解約の通知が会社に到着した時から1か月を経過した日にその効力を生じます。

2. 前項の解約の通知があった場合でも、通知の時にいづれの各号のすべてを満たす死亡給付金受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力を生じるまでの間に、前項の解約の通知が会社に到着した日末の解約返還金と同額の金額(以下「債権者等への支払金額」といいます。)を債権者等に支払い、かつ、会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
- (2) 保険契約者でないこと

3. 前項の通知をするときは、死亡給付金受取人は、請求に必要な書類(別表1)を提出してください。
4. 第1項の解約の通知が会社に到着した時から、その解約の効力が生じるまでまたは第2項の規定により解約の効力が生じなくなるまでに、死亡給付金の支払事由が生じた場合で、会社が死亡給付金を支払うべきときは、その支払うべき金額を限度として、債権者等への支払金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等への支払金額を差し引いた残額があるときは、その金額を死亡給付金受取人に支払います。
5. 第1項の解約の通知が会社に到着した時から1か月を経過した日が年金支払開始日以後となる場合には、本条の規定は適用しません。

13. 年金支払開始日の繰延べ

(年金支払開始日の繰延べ)

第25条 保険契約者は、年金支払開始日の前日に限り、会社の定める取扱範囲で、年金支払開始日を繰り延べることができます。

2. 年金支払開始日の繰延べをするときは、保険契約者は、請求に必要な書類(別表1)を提出してください。
3. 年金支払開始日の繰延べをしたときは、繰延べ前の年金支払開始日以後、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 会社は、繰延べ前の年金支払開始日の前日末における積立金額を、繰延べ前の年金支払開始日から繰延べ後の年金支払開始日の前日までの期間(以下「繰延べ期間」といいます。)中、繰延べ前の年金支払開始日における会社所定の利率による利息をつけて積み立てます。
 - (2) 前号の規定により積み立てられる金額を繰延べ後積立金額といいます。
 - (3) 年金額は、会社の定める方法により、繰延べ後の年金支払開始日の前日における繰延べ後積立金額を年金原資額とし、この金額をもとに繰延べ後の年金支払開始日における会社の定める率により計算した金額とします。

- (4) 繰延べ期間中の死亡給付金額は、被保険者が死亡した時の繰延べ後積立金額とします。
 - (5) 第11条（年金および死亡給付金の支払および免責に関する補則）の規定は、「積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額」および「解約返還金と同額の返還金」を「繰延べ後積立金額」と読み替えて適用します。
 - (6) 繰延べ期間中の解約返還金額は、繰延べ後積立金額と同額であり、経過に応じて計算します。
4. 年金支払開始日の繰延べをしたときは、繰延べ前の年金支払開始日以後、つぎの各号の規定は適用しません。
- (1) 第1条（用語の意義）第1号から第6号までおよび第9号の規定
 - (2) 第3条（特別勘定）から第7条（積立利率）までの規定
 - (3) 第43条（特別勘定資産の正常な評価ができない場合の取扱）の規定
5. 本条の規定により、年金支払開始日の繰延べが行なわれたときは、会社は、その旨を保険契約者に書面によって通知します。

14. 年金支払期間の変更

（年金支払期間の変更）

- 第26条 保険契約者は、年金支払開始日前に限り、会社の定める範囲で、年金支払期間を変更することができます。
- 2. 年金支払期間の変更をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
 - 3. 本条の規定により、年金支払期間の変更が行なわれたときは、会社は、その旨を保険契約者に書面によって通知します。

15. 年金受取人および死亡給付金受取人

（年金受取人の変更）

- 第27条 保険契約者（年金支払開始日以後については年金受取人とします。以下本条において同じ。）は、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、年金受取人を変更することができます。ただし、変更後の年金受取人は保険契約者または被保険者であることを要します。
- 2. 年金支払開始日以後に、前項の規定により年金受取人が変更された場合には、変更後の年金受取人は保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。
 - 3. 第1項の通知をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
 - 4. 第1項の通知が会社に到着したときは、年金受取人の変更の効力は、その通知を発した時にさかのぼって生じるものとします。
 - 5. 前項の規定にかかわらず、第1項の通知が会社に到達する前に、変更前の年金受取人に年金を支払ったときは、その支払後に変更後の年金受取人から年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
 - 6. 年金受取人が年金支払開始日前に死亡したときは、被保険者を年金受取人とします。

（遺言による年金受取人の変更）

- 第28条 前条の規定によるほか、保険契約者（年金支払開始日以後については年金受取人とします。以下本条において同じ。）は、法律上有効な遺言により、年金受取人を変更することができます。ただし、変更後の年金受取人は保険契約者または被保険者であることを要します。
- 2. 前項の年金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
 - 3. 年金支払開始日以後に、前2項の規定により年金受取人が変更された場合には、変更後の年金受取人は保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。
 - 4. 第1項および第2項の規定による年金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人（遺言執行者が指定されているときは遺言執行者を含みます。以下本条において同じ。）が、その旨を会社に通知しなければ、会社に対抗することができません。
 - 5. 前項の通知をするときは、保険契約者の相続人は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。

（後継年金受取人の指定または変更）

- 第29条 保険契約者（年金支払開始日以後については年金受取人とします。以下本条において同じ。）は、被保

険者の同意を得て、会社に対する通知により、年金受取人が死亡したときにその年金受取人の一切の権利義務を承継する者（以下「後継年金受取人」といいます。）を指定または変更することができます。この場合、後継年金受取人は1人の年金受取人に対して1人であることを要します。

2. 前項の通知をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
3. 年金受取人が年金支払開始日以後で年金の支払事由の発生以前に死亡したときは、後継年金受取人が新たな年金受取人となるものとし、その後継年金受取人はその死亡した年金受取人の保険契約上の一切の権利義務を承継するものとし、
4. 前項の場合で、後継年金受取人がすでに死亡しているときまたは後継年金受取人が指定されていないときは、年金受取人の法定相続人を後継年金受取人とし、前項の規定を適用します。
5. 前2項の規定により年金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
6. 第1項の通知が会社に到着したときは、後継年金受取人の指定または変更の効力は、その通知を発した時にさかのぼって生じるものとします。
7. 前項の規定にかかわらず、第1項の通知が会社に到達する前に、指定または変更前の年金受取人または後継年金受取人に年金を支払ったときは、その支払後に指定または変更後の後継年金受取人から年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
8. 第1項から前項までの規定にかかわらず、後継年金受取人が故意に年金受取人を死亡させたときは、その者は後継年金受取人としての取扱を受けることはできません。

（遺言による後継年金受取人の指定または変更）

第30条 前条の規定によるほか、保険契約者（年金支払開始日以後については年金受取人とします。以下本条において同じ。）は、法律上有効な遺言により、後継年金受取人を指定または変更することができます。この場合、後継年金受取人は1人の年金受取人に対して1人であることを要します。

2. 前項の後継年金受取人の指定または変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 前2項の規定による後継年金受取人の指定または変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人（遺言執行者が指定されているときは遺言執行者を含みます。以下本条において同じ。）が、その旨を会社に通知しなければ、会社に対抗することができません。
4. 前項の通知をするときは、保険契約者の相続人は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
5. 遺言により指定または変更された後継年金受取人については、前条第3項から第5項までおよび第8項の規定を準用します。

（死亡給付金受取人の変更）

第31条 保険契約者は、死亡給付金の支払事由が発生する前に限り、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、死亡給付金受取人を変更することができます。

2. 前項の通知をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
3. 第1項の通知が会社に到着したときは、死亡給付金受取人の変更の効力は、その通知を発した時にさかのぼって生じるものとします。
4. 前項の規定にかかわらず、第1項の通知が会社に到達する前に、変更前の死亡給付金受取人に死亡給付金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡給付金受取人からその請求を受けても、会社は、死亡給付金を支払いません。
5. 死亡給付金受取人が死亡給付金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡給付金受取人とします。
6. 前項の規定により死亡給付金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡給付金受取人となった者のうち生存している他の死亡給付金受取人を死亡給付金受取人とします。
7. 前2項の規定により死亡給付金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

（遺言による死亡給付金受取人の変更）

第32条 前条の規定によるほか、保険契約者は、死亡給付金の支払事由が発生する前に限り、法律上有効な遺言により、死亡給付金受取人を変更することができます。

2. 前項の死亡給付金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 前2項の規定による死亡給付金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人（遺言執行者が指定されているときは遺言執行者を含みます。以下本条において同じ。）が、その旨を会社に通知しなければ、会社に対抗することができません。

4. 前項の通知をするときは、保険契約者の相続人は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。

16. 保険契約者

（保険契約者の変更）

第33条 保険契約者は、年金支払開始日前に限り、被保険者および会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。

2. 前項の承継をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。

3. 保険契約者と年金受取人が異なる場合、年金受取人は、年金支払開始日に保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。

（保険契約者の住所の変更）

第34条 保険契約者が住所（通信先を含みます。以下本条において同じ。）を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所に通知してください。

2. 保険契約者が前項の通知をしなかったときは、会社の知った最終の住所に発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

17. 保険契約者、年金受取人および死亡給付金受取人の代表者

（保険契約者、年金受取人および死亡給付金受取人の代表者）

第35条 保険契約者が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は他の保険契約者を代理するものとします。

2. 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。

3. 保険契約者が2人以上の場合には、その責任は連帯とします。

4. 年金受取人が2人以上の場合には、第1項および第2項に準じて取り扱います。

5. 死亡給付金受取人が2人以上の場合には、第1項および第2項に準じて取り扱います。

18. 年齢の計算および契約年齢の誤りの処理

（年齢の計算）

第36条 被保険者の契約年齢は、契約日現在の満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。

2. 保険契約締結後の被保険者の年齢は、前項の契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

（契約年齢の誤りの処理）

第37条 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合で、契約日における実際の年齢が会社の定める契約年齢の範囲外であったときは、保険契約を無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。

19. 契約者配当金

（契約者配当金）

第38条 この保険契約には契約者配当金はありません。

20. 時効

（時効）

第39条 年金または死亡給付金その他この保険契約に基づく諸支払金の支払を請求する権利は、3年間請求がない場合には消滅します。

21. 被保険者の業務、転居および旅行

(被保険者の業務、転居および旅行)

第40条 保険契約の継続中に、被保険者がどのような業務に従事し、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、保険契約の解除も保険料の変更もしないで、保険契約上の責任を負います。

22. 管轄裁判所

(管轄裁判所)

第41条 この保険契約における年金または死亡給付金の請求に関する訴訟については、会社の本社または年金もしくは死亡給付金の受取人(年金または死亡給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。)の住所地を管轄する高等裁判所(支部を除きます。)の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

23. 死亡給付金受取人を団体とする保険契約に関する特則

(死亡給付金受取人を団体とする保険契約の請求書類に関する特則)

第42条 官公署、会社、組合、工場その他の団体(個人事業主を含み、以下「団体」といいます。)を保険契約者および死亡給付金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の給付金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等(以下「死亡退職金等」といいます。)として死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡給付金の請求の際、請求に必要な書類(別表1)に加え、死亡退職金等の受給者が給付金の請求内容を了知していることがわかる書類も必要とします。この場合、保険契約者である団体が当該受給者本人であることを確認した書類を必要とします。なお、死亡退職金等の受給者が2人以上であるときは、そのうち1人からの請求内容を了知していることがわかる書類の提出で足りるものとします。

24. 特別勘定資産の正常な評価ができない場合の取扱

(特別勘定資産の正常な評価ができない場合の取扱)

第43条 会社は、天災、戦争その他の変乱、火災またはシステムの障害その他これらに準じる突発的な異常事態によって特別勘定資産の売買ができないときは、その特別勘定について売買ができなくなった日(以下「取引停止日」といいます。)から売買ができることとなった日(以下「取引再開日」といいます。)の前日までの期間(以下「取引停止期間」といいます。)中、その売買できない特別勘定についてつぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第17条(会社の責任開始期および契約日)の取扱

(ア) 取引停止期間中は、会社は、保険契約の申込の受付を行わず、すでに受け付けていた場合でも、その保険契約の申込はなかったものとして取り扱います。

(イ) 取引停止日前に保険契約の申込を受け付けていた場合でも、契約日が取引停止期間中となるときは、その保険契約の申込はなかったものとして取り扱います。

(2) 第22条(解約)および第23条(解約返還金)の取扱

(ア) 取引停止期間中に、解約に関する請求に必要な書類を受け付けたときは、その取引再開日の翌営業日に解約されるものとします。この場合、その解約される日を解約返還金計算日とします。

(イ) 前(ア)にかかわらず、取引再開日までに保険契約者から解約の中止の申出があった場合には、解約の請求がなかったものとして取り扱います。

2. 会社は、前項の取扱を行なう場合には、会社の定める方法により、直ちにその旨を公表します。

3. 会社は、取引停止期間中に、死亡給付金の支払事由が生じた場合もしくは年金支払開始日が到来した場

合または第25条（年金支払開始日の繰延べ）の規定による年金支払開始日の繰延べが行なわれる場合で、特別勘定資産の正常な評価ができないときは、会社を取得した取引停止日前の直近の価額に基づき特別勘定資産を評価します。

別表1 請求書類

(1) 年金、死亡給付金の請求書類

	項 目	必 要 書 類
1	第1回の年金(年金支払開始日における年金原資額の一時支払を含みます。)	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票(ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 保険証券
2	第2回以後の年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票(ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 年金証書
3	年金の継続支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の死亡事実が記載された住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 年金証書
4	死亡給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書(ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書) (3) 被保険者の死亡事実が記載された住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (4) 死亡給付金受取人の戸籍抄本 (5) 死亡給付金受取人の印鑑証明書 (6) 保険証券
(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。		

(2) その他の請求書類

	項 目	必 要 書 類
1	解約返還金	(1) 会社所定の解約返還金請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
2	死亡給付金受取人による保険契約の存続	(1) 会社所定の保険契約存続通知書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険契約の存続を申し出る死亡給付金受取人が保険契約者または被保険者の親族であることを証する書類（ただし、保険契約の存続を申し出る者が被保険者本人である場合は不要） (4) 保険契約の存続を申し出る死亡給付金受取人の印鑑証明書（ただし、保険契約の存続を申し出る者が被保険者本人である場合は被保険者の印鑑証明書） (5) 債権者等に所定の金額を支払ったことを証する書類
3	年金支払開始日の繰延べ	(1) 会社所定の年金支払開始日の繰延べ請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
4	年金支払期間の変更	(1) 会社所定の年金支払期間の変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
5	年金受取人の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者（年金支払開始日以後は変更前の年金受取人）の印鑑証明書 (3) 保険証券（年金支払開始日以後は年金証書）
6	遺言による年金受取人の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者（年金支払開始日以後は変更前の年金受取人）の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 遺言書の写しおよびその有効性を証する書類 (4) 保険契約者（年金支払開始日以後は変更前の年金受取人）の相続人であることを証する書類と印鑑証明書（ただし、遺言執行者からの通知のときは遺言執行者であることを証する書類と印鑑証明書） (5) 保険証券（年金支払開始日以後は年金証書）
7	後継年金受取人の指定または変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）の印鑑証明書 (3) 保険証券（年金支払開始日以後は年金証書）
8	遺言による後継年金受取人の指定または変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 遺言書の写しおよびその有効性を証する書類 (4) 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）の相続人であることを証する書類と印鑑証明書（ただし、遺言執行者からの通知のときは遺言執行者であることを証する書類と印鑑証明書） (5) 保険証券（年金支払開始日以後は年金証書）
9	死亡給付金受取人の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

	項 目	必 要 書 類
10	遺言による死亡給付金受取人の 変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 遺言書の写しおよびその有効性を証する書類 (4) 保険契約者の相続人であることを証する書類と印鑑証明書（ただし、遺言執行者からの通知のときは遺言執行者であることを証する書類と印鑑証明書） (5) 保険証券
11	保険契約者の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

別表2 定率部分の基本保険金額

定率部分の基本保険金額はつぎの算式によって計算される金額とします。

$$\text{基本保険金額} \times \text{定率部分の割合}$$

- (注) 1. 定率部分の基本保険金額の計算にあたり、指定通貨の種類に応じて、米セント、ユーロセントまたは豪セント未満の端数については、切り上げて1米セント、1ユーロセントまたは1豪セント単位とします。
2. 定率部分の割合とは、つぎの算式により計算した割合とします。

$$\text{年金原資保証率}$$

$$\frac{\text{年金原資保証率}}{(1 + \text{適用される積立利率})^{10}}$$

- 適用される積立利率とは、この保険契約に適用される積立利率とします。
- 定率部分の割合の計算にあたり、端数については小数第4位を切り上げます。

別表3 運用実績連動部分の基本保険金額

運用実績連動部分の基本保険金額はつぎの算式によって計算される金額とします。

$$\text{基本保険金額} - \text{定率部分の基本保険金額}$$

別表4 解約返還金額

解約返還金額はつぎの算式によって計算される金額とします。

$$\text{定率部分の積立金額} \times (1 - \text{市場価格調整率}) + \text{運用実績連動部分の積立金額} \\ - \text{基本保険金額} \times \text{会社の定める解約控除率}$$

(注) 市場価格調整率とは、つぎの算式により計算した率とします。

$$1 - \left[\frac{1 + \text{適用されている積立利率}}{1 + \text{解約返還金計算日の積立利率} + 0.45\%} \right]^{\text{残存月数} / 12}$$

- 適用されている積立利率とは、解約返還金計算日にこの保険契約に適用されている積立利率とします。
- 解約返還金計算日の積立利率とは、解約返還金計算日にこの保険契約の一時払保険料または一時払保険料充当金を会社の本社または会社の指定した場所で受領し、この保険契約と同一の年金原資保証率、通貨および特別勘定が指定された新たな保険契約を締結すると仮定した場合に、その新たな保険契約に適用される積立利率とします。
- 残存月数とは、運用期間の満了日までの月数をいい、1か月未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

保険料円貨入金特約条項 目次

この特約の概要

- 第1条 特約の締結
- 第2条 特約の適用

第3条 積立利率変動型終身保険（米ドル建）等に付加する場合の特則

保険料円貨入金特約条項

（この特約の概要）

この特約は、円貨により金銭を払い込み、その金額を主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）における外貨建の一時払保険料に充当する場合の取扱いについて定めたものです。

（特約の締結）

第1条 保険契約者は、主契約の締結の際、会社の定める取扱範囲で、この特約を主契約に付加して締結することができます。

（特約の適用）

第2条 この特約を主契約に付加した場合には、主契約の普通保険約款の規定にかかわらず、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 会社は、保険契約者が円貨により払い込んだ金銭を外貨に換算し、主契約における外貨建の一時払保険料に充当します。
- (2) 前号の円貨により払い込まれる金額（以下「円貨払込金額」といいます。）の主契約における外貨建の一時払保険料への換算には、円貨払込金額を会社の本社または会社の指定した場所で受領する日（以下「受領日」といいます。）における会社所定の為替レートを用いるものとします。
- (3) 前号の会社所定の為替レートは、受領日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信売相場（TTS）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を上回ることはありません。
- (4) 保険契約の締結の際の主契約の基本保険金額は、前2号で換算した外貨建の一時払保険料と同額とします。
- (5) 会社は、保険契約の締結の際に交付する保険証券に円貨払込金額を記載します。

（積立利率変動型終身保険（米ドル建）等に付加する場合の特則）

第3条 この特約を積立利率変動型終身保険（米ドル建）、積立利率変動型終身保険（ユーロ建）または積立利率変動型終身保険（豪ドル建）に付加する場合には、前条第4号の規定は適用しません。

保険料外貨入金特約条項 目次

この特約の概要

第3条 積立利率変動型終身保険（米ドル建）等に
付加する場合の特則

第1条 特約の締結

第2条 特約の適用

保険料外貨入金特約条項

（この特約の概要）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）における外貨と異なる外貨により金銭を払い込み、その金額を主契約における外貨建の一時払保険料に充当する場合の取扱について定めたものです。

（特約の締結）

第1条 保険契約者は、主契約の締結の際、会社の定める取扱範囲で、この特約を主契約に付加して締結することができます。

（特約の適用）

第2条 この特約を主契約に付加した場合には、主契約の普通保険約款の規定にかかわらず、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 会社は、保険契約者が主契約における外貨と異なるつぎの(ア)から(ウ)までのいずれかの外貨により払い込んだ金銭を主契約における外貨建の一時払保険料に換算し、充当します。

(ア) アメリカ合衆国通貨（米ドル）

(イ) 欧州単一通貨（ユーロ）

(ウ) オーストラリア連邦通貨（豪ドル）

(2) 前号の主契約における外貨と異なる外貨により払い込まれる金額（以下「外貨払込金額」といいます。）の主契約における外貨建の一時払保険料への換算には、外貨払込金額を会社の本社または会社の指定した場所で受領する日（以下「受領日」といいます。）における会社所定の為替レートをを用いるものとします。

(3) 前号の会社所定の為替レートは、受領日の会社が指標として指定する金融機関が公示する保険契約者が払い込む外貨の対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を主契約における外貨の対顧客電信売相場（TTS）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）で除すことによって得られるレートを下回ることはありません。

(4) 保険契約の締結の際の主契約の基本保険金額は、前2号で換算した主契約における外貨建の一時払保険料と同額とします。

(5) 会社は、保険契約の締結の際に交付する保険証券に外貨払込金額を記載します。

（積立利率変動型終身保険（米ドル建）等に付加する場合の特則）

第3条 この特約を積立利率変動型終身保険（米ドル建）、積立利率変動型終身保険（ユーロ建）または積立利率変動型終身保険（豪ドル建）に付加する場合には、前条第4号の規定は適用しません。

円貨支払特約条項 目次

この特約の概要	第6条 繰上げ年金開始により年金を支払う場合の取扱
第1条 特約の適用	第7条 更新時差額返還金を支払う場合の取扱
第2条 年金を支払う場合の取扱	第8条 その他の返還金を支払う場合の取扱
第3条 死亡給付金等を支払う場合の取扱	第9条 主約款の規定の準用
第4条 年金原資額の一時支払の場合の取扱	第10条 主契約に死亡給付金等の年金払特約が付加されている場合の特則
第5条 解約返還金を支払う場合の取扱	第11条 主契約に年金支払移行特約とあわせてこの特約を付加する場合の特則

円貨支払特約条項

(この特約の概要)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）および主契約に付加されている特約における外貨建の年金、死亡給付金または死亡保険金（以下「死亡給付金等」といいます。）および解約返還金等を円貨により支払う場合の取扱について定めたものです。

(特約の適用)

第1条 この特約は、主契約および主契約に付加されている特約における外貨建の年金、死亡給付金等および解約返還金等を円貨により支払う場合に適用します。

(年金を支払う場合の取扱)

第2条 第1回の年金の請求に際して、年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の通貨に関する規定にかかわらず、年金を円貨により支払います。この場合、以後外貨により年金を支払うことはありません。

2. 前項の場合、主約款の規定にかかわらず、年金額は、年金支払開始日または請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日のいずれか遅い日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次項において同じ。）における会社所定の為替レートをを用いて年金支払開始日の前日の積立金額（主約款の規定により年金支払開始日の繰延べが行なわれていた場合は繰延べ後積立金額とします。）を円貨に換算した金額（以下「円換算年金原資額」といいます。）をもとに、年金支払開始日におけるこの特約を適用した場合の会社の定める率により計算した金額とします。

3. 前項の会社所定の為替レートは、年金支払開始日または請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日のいずれか遅い日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

4. つぎの各号の場合には、年金の支払を行わず、円換算年金原資額を保険契約者に支払います。

(1) 第2項の規定により計算された年金額が会社の定める金額に満たないとき。

(2) 年金の種類が確定年金の場合で、年金支払期間中に支払われるべき円貨の年金の合計額が円換算年金原資額に満たないとき。

5. 第2項の規定により計算された年金額が会社の定める金額をこえることとなる場合には、円換算年金原資額のうちそのこえる部分に対応する金額を保険契約者に支払います。

(死亡給付金等を支払う場合の取扱)

第3条 死亡給付金等の請求に際して、死亡給付金等の受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、死亡給付金等を円貨により支払います。

2. 前項の場合、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社

- が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次項において同じ。)における会社所定の為替レートをを用いて死亡給付金等を円貨に換算します。
3. 前項の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場(TTB)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ることはありません。

(年金原資額の一部一時支払の場合の取扱)

- 第4条 年金支払開始日における年金原資額の一部一時支払の請求に際して、年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、年金原資額を円貨により支払います。
2. 前項の場合、年金支払開始日または請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日のいずれか遅い日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次項において同じ。)における会社所定の為替レートをを用いて年金原資額を円貨に換算します。
3. 前項の会社所定の為替レートは、年金支払開始日または請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日のいずれか遅い日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場(TTB)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ることはありません。

(解約返還金を支払う場合の取扱)

- 第5条 主契約の解約または基本保険金額の減額の請求に際して、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、解約返還金(減額の場合の返還金を含みます。以下本条において同じ。)を円貨により支払います。
2. 前項の場合、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次項において同じ。)における会社所定の為替レートをを用いて解約返還金を円貨に換算します。
3. 前項の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場(TTB)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ることはありません。

(繰上げ年金開始により年金を支払う場合の取扱)

- 第6条 繰上げ年金開始による第1回の年金の請求に際して、年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、年金を円貨により支払います。この場合、以後外貨により年金を支払うことはありません。
2. 前項の場合、主約款の規定にかかわらず、年金額は、繰上げ後の年金支払開始日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次項において同じ。)における会社所定の為替レートをを用いて繰上げ後の年金支払開始日の前日における解約返還金額を円貨に換算した金額(以下「繰上げ年金開始時の円換算年金原資額」といいます。)をもとに、繰上げ後の年金支払開始日におけるこの特約を適用した場合の会社の定める率により計算した金額とします。
3. 前項の会社所定の為替レートは、繰上げ後の年金支払開始日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場(TTB)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ることはありません。
4. つぎの各号の場合には、繰上げ年金開始は行ないません。この場合、会社は、その旨を保険契約者に書面によって通知します。
- (1) 第2項の規定により計算された年金額が会社の定める金額に満たないとき。
- (2) 年金の種類が確定年金の場合で、年金支払期間中に支払われるべき円貨の年金の合計額が繰上げ年金開始時の円換算年金原資額に満たないとき。
5. 第2項の規定により計算された年金額が会社の定める金額をこえることとなる場合には、繰上げ年金開始時の円換算年金原資額のうちそのこえる部分に対応する金額を保険契約者に支払います。

(更新時差額返還金を支払う場合の取扱)

- 第7条 主約款の規定により積み立てられている更新時差額返還金の請求に際して、保険契約者(死亡保険金とともに支払われる場合については死亡保険金受取人とします。)から申出があり、かつ、会社が承諾した場

合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、更新時差額返還金を円貨により支払います。

2. 前項の場合、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次項において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて更新時差額返還金を円貨に換算します。
3. 前項の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（その他の返還金を支払う場合の取扱）

第8条 主約款の規定により、積立金その他の返還金（以下「その他の返還金」といいます。）を払い戻す場合に、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、その他の返還金を円貨により支払います。

2. 前項の場合、その支払日における会社所定の為替レートを用いてその他の返還金を円貨に換算します。
3. 前項の会社所定の為替レートは、その他の返還金の支払日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（主約款の規定の準用）

第9条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

（主契約に死亡給付金等の年金払特約が付加されている場合の特則）

第10条 主契約に死亡給付金等の年金払特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1回の特約年金の請求に際して、特約年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、特約年金を円貨により支払います。この場合、以後外貨により特約年金を支払うことはありません。
 - (2) 前号の場合、死亡給付金等の年金払特約条項第2条（特約年金の支払）第2項の規定にかかわらず、特約年金額は、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下第4号において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等を円貨に換算した金額（以下「円換算死亡給付金額等」といいます。）をもとに、第1回の特約年金の支払日におけるこの特約を適用した場合の会社の定める率により計算した金額とします。ただし、特約年金受取人が2人以上であるときは、各特約年金受取人について、主契約の死亡給付金等の受取割合に応じて計算された金額をもとに、それぞれ特約年金額を定めます。
 - (3) 前号の規定により計算された特約年金額が会社の定める金額に満たないときは、第1号の規定にかかわらず、会社は、円換算死亡給付金額等（特約年金受取人が2人以上であるときは、円換算死亡給付金額等のうちその特約年金を受け取るべき特約年金受取人に対応する金額とします。）を一時に支払います。この場合、死亡給付金等の年金払特約（特約年金受取人が2人以上であるときは、当該特約年金受取人に対応する部分とします。）は、消滅します。
 - (4) 第2号の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。
2. この特約を定期支払金付積立利率変動型終身保険（通貨指定型）に付加した場合またはこの特約とあわせて主契約に積立金の規則的引出特約が付加されている場合で、死亡給付金等の支払事由が生じた後に支払われた定期支払金または規則的引出金があるときには、前項に定める会社所定の為替レートを用いて、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額から主約款または特約条項の規定に定めるその定期支払金または規則的引出金の額を差し引いた額を円貨に換算した金額を円換算死亡給付金額等とし、前項の規定を適用します。
 3. この特約を積立利率変動型終身保険（米ドル建）、積立利率変動型終身保険（ユーロ建）または積立利率変動型終身保険（豪ドル建）に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 主約款の規定により更新時差額返還金が積み立てられている場合には、第1項に定める会社所定の為替レートを用いて、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額にその更新時差額返還金の全額を加えた額を円貨に換算した金額を円換算死亡給付金額等とし、第1項の規定を適用

します。

- (2) 死亡給付金等の支払事由が生じた後に積立利率保証期間更新日が到来して更新時差額返還金があった場合で、保険契約者からの請求によりその更新時差額返還金が支払われたときには、第1項に定める会社所定の為替レートを用いて、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額から主約款の規定に定めるその更新時差額返還金の額を差し引いた額を円貨に換算した金額を円換算死亡給付金額等とし、第1項の規定を適用します。

(主契約に年金支払移行特約とあわせてこの特約を付加する場合の特則)

第11条 主契約に年金支払移行特約とあわせてこの特約を付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1回の特約年金の請求に際して、特約年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、特約年金を円貨により支払います。この場合、以後外貨により特約年金を支払うことはありません。
- (2) 前号の場合、年金支払移行特約条項第3条(特約年金額の計算)の規定にかかわらず、特約年金額は、特約年金支払開始日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次号において同じ。)における会社所定の為替レートを用いて特約年金原資額を円貨に換算した金額(以下「円換算特約年金原資額」といいます。)をもとに、特約年金支払開始日におけるこの特約を適用した場合の会社の定める率により計算した金額とします。
- (3) 前号の会社所定の為替レートは、特約年金支払開始日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場(TTB)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ることはありません。
- (4) つぎの(ア)および(イ)の場合には、この特約の適用は行ないません。この場合、会社は、その旨を保険契約者に書面によって通知します。
- (ア) 第2号の規定により計算された特約年金額が会社の定める金額に満たないとき。
- (イ) 年金支払期間中に支払われるべき円貨の特約年金の合計額が円換算特約年金原資額に満たないとき。

目標値到達時定額円貨建年金保険移行特約条項 目次

この特約の概要	第7条 主契約の特別勘定資産の正常な評価ができない場合の取扱
第1条 特約の締結	第8条 主約款の規定の準用
第2条 主契約の定額の円貨建年金保険への移行	第9条 主契約に保険料円貨入金特約が付加されている場合の特則
第3条 目標値の指定および変更	第10条 主契約に保険料外貨入金特約が付加されている場合の特則
第4条 移行日以後の取扱	
第5条 特約の解約	
第6条 特約の消滅とみなす場合	

目標値到達時定額円貨建年金保険移行特約条項

(この特約の概要)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）が年金原資確定部分付変額個人年金保険（通貨指定型）の場合、主契約の所定の期間において、主契約の基本保険金額の円換算額に対する主契約の解約返還金額の円換算額の割合が保険契約者が指定した目標値に到達したときに、主契約を定額の円貨建年金保険に移行させることを目的としたものです。

(特約の締結)

第1条 保険契約者は、主契約の締結の際、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

2. 前項の場合、この特約の付加日は、主契約の契約日とします。

(主契約の定額の円貨建年金保険への移行)

第2条 この特約を付加した主契約は、次項に定める判定期間の各日（会社の営業日で会社が指標として指定する金融機関が対顧客電信買相場（TTB）を公示している日に限ります。）において、第3項に定める判定基準金額に対する主契約の解約返還金額の円換算額の割合が第3条（目標値の指定および変更）の規定により保険契約者が指定した目標値に到達した場合、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、その到達した日（以下「到達判定日」といいます。）の翌々営業日（以下「移行日」といいます。）に定額の円貨建年金保険に移行します。

2. 前項の判定期間は、主契約の契約日の1年後における年単位の契約応当日から主契約の年金支払開始日の2か月前における月単位の契約応当日の前日までとします。

3. 第1項の判定基準金額は、主契約の基本保険金額を判定基準為替レートを用いて円貨に換算した金額とします。この場合、判定基準為替レートは、主契約の一時払保険料または一時払保険料充当金を会社の本社または会社の指定した場所で受領する日における会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信売相場（TTS）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を上回ることはありません。

4. 第1項の主契約の解約返還金額の円換算額は、解約返還金額を目標値判定為替レートを用いて円貨に換算した金額とします。この場合、目標値判定為替レートは、円貨に換算する日における会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

5. 第1項および前項の規定にかかわらず、将来の外国為替情勢の変化等により対顧客電信買相場（TTB）が消滅したとき等、対顧客電信買相場（TTB）を用いることが適切でない特別な事情が生じた場合には、会社は、第1項および前項に定める対顧客電信買相場（TTB）について、異なる為替レートに変更することがあります。この場合、会社は、その旨を保険契約者に書面によって通知します。

6. 定額の円貨建年金保険に移行したときは、会社は、その旨を保険契約者に書面によって通知します。

(目標値の指定および変更)

第3条 保険契約者は、この特約の締結の際、会社の定める範囲で、目標値を判定基準金額に対する主契約の解約返還金額の円換算額の割合により指定するものとします。

2. 保険契約者は、到達判定日までに限り、会社の定める範囲で、目標値を変更することができます。この場合、保険契約者は、請求に必要な書類(別表1)を提出してください。

(移行日以後の取扱)

第4条 第2条(主契約の定額の円貨建年金保険への移行)の規定により定額の円貨建年金保険に移行した場合は、移行日以後、主約款の規定にかかわらず、つぎのとおり取り扱います。

(1) 通貨の種類は円貨とし、主契約にかかわる金銭の支払は、円貨をもって行ないます。

(2) 年金支払開始日は、移行日から起算して1年を経過した日の直後に到来する年単位の契約応当日または主契約の締結の際に定められた主契約の年金支払開始日のうちいずれか早く到来する日とします。

(3) 会社は、到達判定日末における主契約の解約返還金額の円換算額(これと同額の金額を移行後基本保険金額といいます。)を移行日から年金支払開始日の前日までの期間(以下「移行後積立期間」といいます。)中、移行日における会社所定の利率による利息をつけて積み立てます。

(4) 前号の規定により積み立てられる金額を移行後積立金額といいます。

(5) 年金額は、会社の定める方法により、年金支払開始日の前日における移行後積立金額を年金原資額とし、この金額をもとに年金支払開始日における会社の定める率により計算した金額とします。

(6) 移行後積立期間中の死亡給付金額は、被保険者が死亡した時の移行後積立金額とします。

(7) 主約款第11条(年金および死亡給付金の支払および免責に関する補則)の規定は、「積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額」および「解約返還金と同額の返還金」を「移行後積立金額」と読み替えて適用します。

(8) 移行後積立期間中の解約返還金額は、移行後積立金額と同額であり、経過に応じて計算します。

2. 主約款第25条(年金支払開始日の繰延べ)の規定により、移行後積立期間中に年金支払開始日の繰延べが行なわれる場合は、主約款ならびに前項第2号および第5号の規定にかかわらず、つぎのとおり取り扱います。

(1) 会社は、繰延べ前の年金支払開始日の前日における移行後積立金額を、繰延べ期間中、繰延べ前の年金支払開始日における会社所定の利率による利息をつけて積み立てることとし、その積み立てる金額を繰延べ後積立金額とします。

(2) 年金支払開始日は、繰延べ後の年金支払開始日とします。

(3) 年金額は、会社の定める方法により、繰延べ後の年金支払開始日の前日における繰延べ後積立金額を年金原資額とし、この金額をもとに繰延べ後の年金支払開始日における会社の定める率により計算した金額とします。

(4) 前3号の規定によるほか、年金支払開始日の繰延べについては、主約款の規定を準用します。

3. 第2条の規定により定額の円貨建年金保険に移行した場合は、移行日以後、主約款に定めるつぎの各号の規定は適用しません。

(1) 主約款第1条(用語の意義)第1号から第6号までおよび第9号の規定

(2) 主約款第3条(特別勘定)から第7条(積立利率)までの規定

(3) 主約款第43条(特別勘定資産の正常な評価ができない場合の取扱)の規定

(特約の解約)

第5条 保険契約者は、到達判定日までに限り、いつでも将来に向って、この特約を解約することができます。この場合、保険契約者は、請求に必要な書類(別表1)を提出してください。

(特約の消滅とみなす場合)

第6条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

(1) 主契約が定額の円貨建年金保険に移行せずに、主契約の年金支払開始日が到来したとき。

(2) 主契約が定額の円貨建年金保険に移行せずに、主約款第25条(年金支払開始日の繰延べ)の規定により、年金支払開始日の繰延べが行なわれたとき。

(3) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。

(主契約の特別勘定資産の正常な評価ができない場合の取扱)

第7条 会社は、天災、戦争その他の変乱、火災またはシステムの障害その他これらに準じる突発的な異常事態

によって主契約の特別勘定資産の売買ができないときは、その特別勘定について売買ができなくなった日（以下「取引停止日」といいます。）から売買ができることとなった日（以下「取引再開日」といいます。）の前日までの期間（以下「取引停止期間」といいます。）中、その売買できない特別勘定について、第3条（目標値の指定および変更）および第5条（特約の解約）をつぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 取引停止期間中に、目標値の変更またはこの特約の解約に関する請求に必要な書類を受け付けたときは、その取引再開日の翌営業日に目標値の変更またはこの特約の解約が行なわれるものとします。

(2) 前号の規定にかかわらず、取引再開日までに保険契約者から目標値の変更またはこの特約の解約の中止の申出があった場合には、目標値の変更またはこの特約の解約の請求がなかったものとして取り扱います。

2. 会社は、前項の取扱を行なう場合には、会社の定める方法により、直ちにその旨を公表します。

3. 会社は、取引停止期間中に、第2条（主契約の定額の円貨建年金保険への移行）の規定による定額の円貨建年金保険への移行が行なわれる場合で、主契約の特別勘定資産の正常な評価ができないときは、会社が取得した取引停止日前の直近の価額に基づき特別勘定資産を評価します。

（主約款の規定の準用）

第8条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

（主契約に保険料円貨入金特約が付加されている場合の特則）

第9条 主契約に保険料円貨入金特約が付加されている場合には、第2条（主契約の定額の円貨建年金保険への移行）第3項の規定にかかわらず、判定基準金額は、保険料円貨入金特約条項に定める円貨払込金額とします。

（主契約に保険料外貨入金特約が付加されている場合の特則）

第10条 主契約に保険料外貨入金特約が付加されている場合には、第2条（主契約の定額の円貨建年金保険への移行）第3項の規定にかかわらず、つぎのとおり取り扱います。

(1) 判定基準金額は、保険料外貨入金特約条項に定める外貨払込金額を判定基準為替レートを用いて円貨に換算した金額とします。

(2) 判定基準為替レートは、外貨払込金額を会社の本社または会社の指定した場所で受領する日における会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信売相場（TTS）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を上回ることはありません。

別表1 請求書類

	項 目	必 要 書 類
1	目標値の変更	(1) 会社所定の目標値の変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
2	特約の解約	(1) 会社所定の特約の解約請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

死亡給付金等の年金払特約条項 目次

この特約の概要	第10条 特約年金が支払われる場合の特約年金受取人に関する取扱
第1条 用語の意義	第11条 特約年金の支払回数の変更
第2条 特約年金の支払	第12条 時効
第3条 特約年金の支払に関する補則	第13条 主約款の規定の準用
第4条 特約年金の現価の一時支払	第14条 主契約に運用期間中年金支払移行特約条項等を適用した場合の特則
第5条 特約年金の請求、支払時期および支払場所	第15条 定期支払金付積立利率変動型終身保険（通貨指定型）等に付加した場合の特則
第6条 特約の締結	第16条 積立利率変動型終身保険等に付加した場合の特則
第7条 特約の解約	
第8条 特約の返還金	
第9条 特約の消滅とみなす場合	

死亡給付金等の年金払特約条項

（この特約の概要）

この特約は、死亡給付金等について、一時支払にかえて年金支払を行なうことを目的としたものです。

（用語の意義）

第1条 この特約条項において使用されるつぎの各号の用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

（1）「特約年金額」

「特約年金額」とは、特約年金を支払う場合に基準となる金額として、次条第2項の規定により定められた金額をいいます。ただし、第11条（特約年金の支払回数の変更）の規定により特約年金の支払回数に変更されたときは、変更後の支払回数にもとづき次条第2項の規定により定められた金額をいいます。

（2）「年金支払期間」

「年金支払期間」とは、特約年金が支払われる場合に、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の死亡給付金または死亡保険金（以下「死亡給付金等」といいます。）の支払事由が生じた日から、最終回の特約年金の支払日までの期間をいいます。なお、年金支払期間が満了したときは、この特約は消滅します。

（特約年金の支払）

第2条 会社は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定により主契約の死亡給付金等が支払われることとなるときは、死亡給付金等の一時支払にかえて、次項の規定によって定められた特約年金額と同額の特約年金を特約年金受取人に支払います。

2. 前項の場合、会社の定める方法により、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額（以下「死亡給付金額等」といいます。）をもとに、死亡給付金等の支払事由が生じた日における会社の定める率により特約年金額を定めます。ただし、特約年金受取人が2人以上であるときは、各特約年金受取人について、死亡給付金等の受取割合に応じて計算された金額をもとに、それぞれ特約年金額を定めます。

3. 前項の規定によって定められた特約年金額が会社の定める金額に満たないときは、第1項の規定にかかわらず、会社は、死亡給付金額等（特約年金受取人が2人以上であるときは、死亡給付金額等のうちその特約年金を受け取るべきこの特約における特約年金受取人に対応する金額とします。）を一時に支払います。この場合、この特約（特約年金受取人が2人以上であるときは、この特約における当該特約年金受取人に対応する部分とします。）は、消滅します。

4. 特約年金の支払回数については、保険契約者がこの特約の締結時に定めた一定の回数とします。ただし、特約の締結後にその回数に変更されたときは、変更後の回数とします。

5. 特約年金受取人が2人以上であるときは、すべての特約年金受取人について、特約年金の支払回数は同

一とします。

6. 特約年金の支払日については、つぎのとおりとします。

(1) 第1回の特約年金

主契約の死亡給付金等の支払事由が生じた日

(2) 第2回以後の特約年金

第1回の特約年金の支払日の年単位の応当日

(特約年金の支払に関する補則)

第3条 特約年金受取人は、主契約の死亡給付金等の受取人としてします。ただし、死亡給付金等の受取人が2人以上である場合で、死亡給付金等の受取人が故意に主契約の被保険者を死亡させたときは、その主契約の死亡給付金等の受取人を除きます。

2. 第1回の特約年金の支払日以後、特約年金受取人を変更することはできません。

3. 特約年金の支払事由発生後、その年金支払期間中に特約年金受取人が死亡したときは、前条に定める年金の支払の規定にかかわらず、会社は、特約年金の未支払分の現価を、死亡した特約年金受取人の法定相続人に一時に支払います。この場合、この特約（特約年金受取人が2人以上であるときは、死亡した特約年金受取人に対応する部分とします。）は、その特約年金受取人の死亡時に消滅します。

4. 特約年金受取人は、死亡給付金等の支払事由発生後、第1回の特約年金が支払われる前に限り、特約年金の支払にかえて、主約款の規定により、死亡給付金等（特約年金受取人が2人以上であるときは、死亡給付金等のうちこの特約における当該特約年金受取人に対応する金額とします。以下次項において同じ。）の支払を請求することができます。

5. 前項の場合、会社が、死亡給付金等を支払ったときは、この特約（特約年金受取人が2人以上であるときは、前項の請求を行なった特約年金受取人に対応する部分とします。）は消滅します。

(特約年金の現価の一時支払)

第4条 特約年金受取人は、年金支払期間中、将来の特約年金の支払にかえて、特約年金の未支払分の現価の一時支払を請求することができます。

2. 会社が、特約年金の未支払分の現価を一時に支払った場合には、この特約（特約年金受取人が2人以上であるときは、この特約における当該特約年金受取人に対応する部分とします。）は消滅します。

(特約年金の請求、支払時期および支払場所)

第5条 特約年金の支払事由が生じたときは、保険契約者または特約年金受取人は、すみやかに会社に通知してください。

2. 特約年金の支払事由が生じたときは、特約年金受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、第1回の特約年金を請求してください。この場合、特約年金受取人が2人以上のときは、特約年金受取人は共同して請求することを要します。

3. 会社は、第1回の特約年金を支払うときに、年金証書を作成して特約年金受取人に交付します。

4. 第2回以後の特約年金の支払日が到来したときは、特約年金受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。

5. 前条の規定により特約年金の未支払分の現価の一時支払を請求するときは、特約年金受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。

6. 主約款に定める死亡給付金等の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による特約年金の支払の場合に準用します。

(特約の締結)

第6条 保険契約者は、主契約の契約日以後、主契約の死亡給付金等の支払事由発生前に限り、会社の定める取扱範囲で、この特約を主契約に付加して締結することができます。

(特約の解約)

第7条 保険契約者は、主契約の死亡給付金等の支払事由発生前に限り、いつでも将来に向けて、この特約を解約することができます。

(特約の返還金)

第8条 この特約に対する解約返還金はありません。

(特約の消滅とみなす場合)

第9条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅した場合。ただし、特約年金の支払事由が生じたときを除きます。
- (2) 主契約の年金支払開始日が到来したとき。

(特約年金が支払われる場合の特約年金受取人に関する取扱)

第10条 特約年金が支払われる場合には、主契約の死亡給付金等の支払事由が生じた時に、この特約にかかわる一切の権利義務が特約年金受取人に承継されます。

(特約年金の支払回数の変更)

第11条 保険契約者は、主契約の死亡給付金等の支払事由発生前に限り、会社の承諾を得て、特約年金の支払回数を変更することができます。

2. 前項の規定にかかわらず、第2条(特約年金の支払)第2項の規定によって定められた特約年金額が会社の定める金額に満たない場合には、第2条第3項の規定にかかわらず、特約年金受取人は、会社の承諾を得て、会社の定める範囲で、特約年金の支払回数を変更することができます。この場合、第2条第5項の規定は適用しません。
3. 前項の規定にかかわらず、会社の定める金額に満たない特約年金額について、変更後の支払回数にもとづき第2条第2項の規定により新たに計算した金額が、会社の定める金額に満たないときは、特約年金の支払回数の変更は取り扱いません。
4. 特約年金の支払回数の変更をするときは、保険契約者(主契約の死亡給付金等の支払事由発生後は特約年金受取人として)は、請求に必要な書類(別表1)を提出してください。この場合、特約年金受取人が2人以上のときで、第2項の変更をするときは、特約年金受取人は共同して請求することを要します。

(時効)

第12条 特約年金の支払を請求する権利は、3年間請求がない場合には消滅します。

(主約款の規定の準用)

第13条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(主契約に運用期間中年金支払移行特約条項等を適用した場合の特則)

第14条 この特約を付加した主契約に運用期間中年金支払移行特約条項または年金支払移行特約条項を適用した場合には、この特約は消滅します。

(定期支払金付積立利率変動型終身保険(通貨指定型)等に付加した場合等の特則)

第15条 この特約を定期支払金付積立利率変動型終身保険(通貨指定型)もしくは定期支払金付積立利率変動型終身保険に付加した場合またはこの特約とあわせて主契約に積立金の規則的引出特約が付加されている場合で、死亡給付金等の支払事由が生じた後に支払われた定期支払金または規則的引出金があるときには、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額からその定期支払金または規則的引出金の額を差し引いた額を死亡給付金額等とし、第2条(特約年金の支払)の規定を適用します。

(積立利率変動型終身保険等に付加した場合の特則)

第16条 この特約を積立利率変動型終身保険、積立利率変動型終身保険(米ドル建)、積立利率変動型終身保険(ユーロ建)または積立利率変動型終身保険(豪ドル建)に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主約款の規定により更新時差額返還金が積み立てられている場合には、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額にその更新時差額返還金の全額を加えた額を死亡給付金額等とし、第2条(特約年金の支払)の規定を適用します。
- (2) 死亡給付金等の支払事由が生じた後に積立利率保証期間更新日が到来して更新時差額返還金があった場合で、保険契約者からの請求によりその更新時差額返還金が支払われたときには、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額からその更新時差額返還金の額を差し引いた額を死亡給付金額等とし、第2条の規定を適用します。

別表1 請求書類

(1) 特約年金の請求書類

	項 目	必 要 書 類
1	第1回の特約年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 支払われることとなる主契約の死亡給付金等の請求書類
2	第2回以後の特約年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 特約年金受取人の戸籍抄本 (3) 特約年金受取人の印鑑証明書 (4) 年金証書
3	特約年金の未支払分の現価の一時支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 特約年金受取人の戸籍抄本 (3) 特約年金受取人の印鑑証明書 (4) 年金証書
(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。		

(2) その他の請求書類

	項 目	必 要 書 類
	特約年金の支払回数の変更	(1) 会社所定の保険契約内容変更請求書 (2) 保険契約者（主契約の死亡給付金等の支払事由発生後は特約年金受取人）の印鑑証明書 (3) 保険証券
(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。		